

山梨県大規模施設等時短要請協力金

申請要領

■ 申請受付期間

令和3年10月1日（金）～令和3年11月30日（火）

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項の規定に基づき、営業時間の短縮等の要請に応じていただいた大規模施設等関係事業者の皆様に、協力金を交付いたします。

申請対象区域 山梨県全域

山梨県大規模施設等時短要請協力金事務局

【電話】055-242-6588

【受付時間】月曜から金曜（祝日は除く）10時から17時まで

<詳細はこちらから>

山梨県庁ホームページ

まん延防止等重点措置に伴う大規模施設等への
営業時間短縮要請協力金について



https://www.pref.yamanashi.jp/shouko-kik/manenboushi_daikibo.html



YAMANASHI

目 次

I	協力金の概要	1
1.	趣旨	1
2.	協力金の対象施設及び要請内容	1
3.	協力金の額（1日当たり）	3
4.	協力金対象簡易フローチャート	4
II	交付要件	5
III	申請方法	6
IV	大規模施設運営事業者向け協力金	7
1.	交付額の計算方法	7
(1)	自己利用部分面積に係る協力金	7
(2)	テナント事業者の把握管理に係る追加協力金	12
(3)	特定百貨店店舗に係る協力金	14
(4)	映画館運営事業者に係る追加協力金及び 映画配給会社向け協力金	14
2.	申請書類（大規模施設運営事業者の方）	16
V	テナント事業者向け協力金	18
1.	交付額の計算方法	18
2.	申請書類（テナント事業者の方）	20
VI	よくあるお問い合わせ	21
	（別添）申請書等様式	22

I 協力金の概要

1. 趣旨

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）第24条第9項の規定に基づき、令和3年8月18日の「山梨県新型コロナウイルス感染拡大防止への協力要請及びまん延防止等重点措置」の要請に応じていただいた大規模施設運営事業者及び当該大規模施設又はイベント関連施設（以下、「大規模施設等」という。）において事業を営むテナント（飲食店を除く。）事業者に対して、協力金を交付します。

<要請の概要>

対象期間	令和3年8月20日（金）から令和3年9月12日（日）まで
対象区域	山梨県全域
対象施設	建築物の床面積の合計が1,000㎡を超える施設で特措法第24条第9項に基づく営業時間の短縮要請等（以下、「時短要請等」という。）対象施設
要請内容	営業時間の短縮等（以下、「時短営業等」という。）

2. 協力金の対象施設及び要請内容

協力金の対象施設及び施設毎の要請内容は、次表（1）（2）のとおりです。

※（1）の大規模施設及び（2）のイベント関連施設は、建築物の床面積の合計が1,000㎡を超える施設に限ります。

（1）次の大規模施設の運営事業者及びテナント事業者の双方が対象となる施設

施設の種類	内 訳 <u>床面積の合計が 1,000 ㎡を超えるものに限る</u>	要請内容
大規模施設	商業施設	<p><営業時間></p> <ul style="list-style-type: none">・5時から19時までの営業時間短縮 <p>※生活必需物資（注1）の小売関係及び生活必需サービスを営む店舗（売場）を除く。</p> <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none">・酒類提供（利用者による酒類の店内持ち込みを含む。）は行わないこと・カラオケ設備の使用を自粛すること・百貨店の食料品売り場など密が想定される売り場等について、入場者の整理等（入場者の整理誘導、人数管理・人数制限等）の実施
	遊技施設	
	遊興施設 （注2）	
	サービスを営む施設	
	ネイルサロン、エステサロン、リラクゼーション等	<p>（措置区域のみ特措法第31条の6第1項に基づく要請）</p> <ul style="list-style-type: none">・商業施設について、入場者の整理等（入場者の整理誘導、人数管理・人数制限等）の実施

施設の種類		内 訳 <u>床面積の合計が1,000㎡を超えるものに限る</u>	要請内容
大規模施設	映画館等	映画館、プラネタリウム等	<p><営業時間></p> <ul style="list-style-type: none"> ・19時までの営業時間短縮要請 <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・酒類提供(利用者による酒類の店内持ち込みを含む。)は行わないこと ・カラオケ設備の使用を自粛すること
	屋内運動施設等	体育館、スケート場、水泳場、屋内テニスコート、柔剣道場、ボウリング場、スポーツクラブ、ヨガスタジオ等	<p><営業時間></p> <ul style="list-style-type: none"> ・18時までの営業時間短縮要請 <p>ただし、イベント開催の場合は19時までの営業時間短縮を要請する。なお、これによりがたい事情がある場合は、事前に県に協議すること</p> <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・酒類提供(利用者による酒類の店内持ち込みを含む。)は行わないこと ・カラオケ設備の使用を自粛すること

(2) 次のイベント関連施設のテナント事業者のみが対象となる施設

(イベント関連施設が時短要請等に応じた場合)

施設の種類		内 訳 <u>床面積の合計が1,000㎡を超えるものに限る</u>	要請内容
イベント関連施設	劇場等	劇場、観覧場、演芸場等	<p><営業時間></p> <ul style="list-style-type: none"> ・19時までの営業時間短縮要請 <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・酒類提供(利用者による酒類の店内持ち込みを含む。)は行わないこと ・カラオケ設備の使用を自粛すること
	集会施設等	集会場、公会堂	
	展示施設等	展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール	
	ホテル・旅館	ホテル・旅館(集会用に供する部分に限る)	
	屋外運動施設等	野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニスコート、ゴルフ練習場、バッティング練習場等	<p><営業時間></p> <ul style="list-style-type: none"> ・18時までの営業時間短縮要請 <p>ただし、イベント開催の場合は19時までの営業時間短縮を要請する。なお、これによりがたい事情がある場合は、事前に県に協議すること</p> <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・酒類提供(利用者による酒類の店内持ち込みを含む。)は行わないこと ・カラオケ設備の使用を自粛すること
	遊技施設	テーマパーク、遊園地等	
	博物館等	博物館、美術館等	

- ※ イベント開催の人数上限等要件の遵守を要請する。
- ※ 感染防止対策の徹底(業種別ガイドラインの遵守の徹底)を要請する。
- ※ 感染の防止のための入場者の整理及び誘導、発熱その他の症状を呈している者の入場の禁止を要請する。
- ※ 飲食店等の取扱いは、飲食店に対する休業又は営業時間短縮の要請内容(特措法第31条の6第1項、第24条第9項)に準じる。
 - (注1) 食品、医薬品、医療機器その他衛生用品、再生医療等製品、燃料、農業用資機材、化粧品、衣料品、家電製品、本、文房具等。
 - (注2) ネットカフェ、マンガ喫茶等、夜間の長期滞在を目的とした利用が相当程度見込まれる施設を除く。

3. 協力金の額(1日当たり)

大規模施設運営事業者とテナント事業者で協力金の計算方法が異なります。詳しくは、7ページ又は18ページをご参照ください。

(1) 大規模施設運営事業者向け協力金・・・7ページ

ア. 自己利用部分面積(注)に係る協力金

「時短営業等を行った面積1,000㎡毎に20万円」×(短縮した時間/本来の営業時間)

(注) 大規模施設運営事業者自らが、一般消費者向け事業の用に直接供している部分

イ. テナント事業者の把握管理に係る追加協力金

「時短営業等を行ったテナント及び特定百貨店の店舗数×2千円」×(短縮した時間/本来の営業時間)

ウ. 特定百貨店店舗に係る協力金

「時短営業等を行った特定百貨店店舗数×2万円」×(短縮した時間/本来の営業時間)

エ. 映画館運営事業者に係る追加協力金及び映画配給会社向け協力金

「常設スクリーン数×2万円」×(上映できなくなった回数/本来の上映回数)

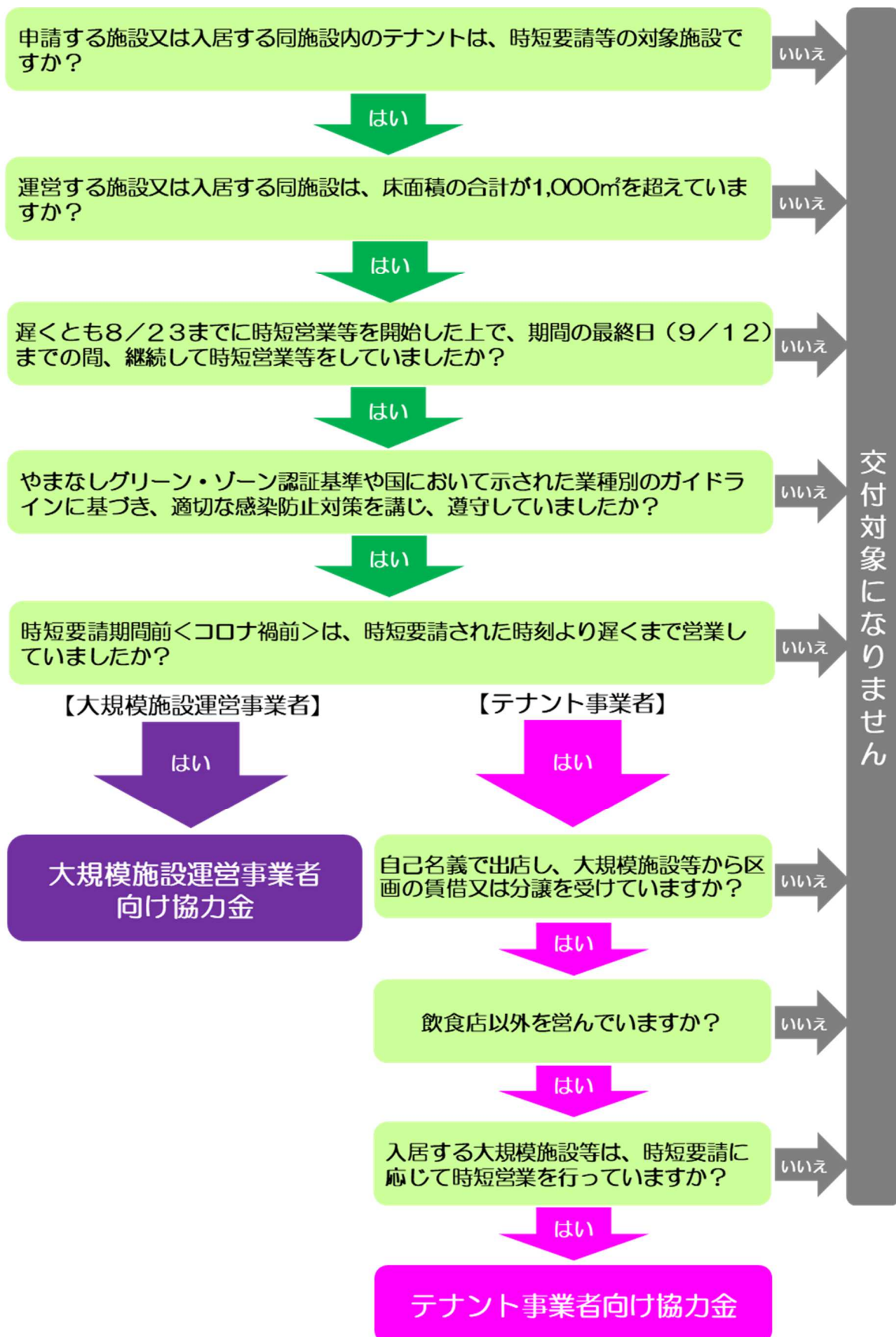
(2) テナント事業者向け協力金・・・18ページ

「時短営業等を行った面積100㎡毎に2万円」×(短縮した時間/本来の営業時間)

4. 協力金対象簡易フローチャート

協力金の交付対象であるか、次のフローチャートでご確認ください。

申請手続の方法については、6ページに記載がありますので、ご確認ください。



II 交付要件

本協力金の申請者は、次の全てを満たす必要があります。

1. 大規模施設運営事業者、テナント事業者 共通

- ・遅くとも令和3年8月23日(月)までに時短営業等を開始した上で、要請期間の最終日（当該要請期間の最終日より前に廃業等した場合にあっては、廃業の届出等に記載された日）まで継続して時短営業等を行ったこと（時短要請期間の最終日までに定休日が含まれる場合は、これらの日も含めて継続して時短要請等に応じた期間とする。）。
- ・休業・時短要請に関するコンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金、月次支援金又は ARTS 支援事業等の支給に係る申請又は受給をしていないこと。
- ・本協力金を重複して申請していないこと。
- ・本来の閉店時刻が、時短要請時刻よりも遅いこと。
- ・時短要請等の期間中において、要請内容に反した営業を行っていないこと。
- ・関連する法令及び条例等を遵守し、施設を適法に営業していること。
- ・破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。
- ・令和3年8月20日以降に営業停止等の行政処分を受けていないこと。
- ・やまなしグリーン・ゾーン認証基準や国において示された業種別のガイドラインに基づき、適切な感染防止対策を講じ、遵守していること。
- ・代表者、役員、従業員又は構成員等は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団等に属しておらず、暴力団等が経営に事実上参画していないこと。
- ・国及び地方公共団体その他これに類する法人でないこと。
- ・その他、申請書記載の誓約事項に同意をすること。

2. 大規模施設運営事業者

- ・対象区域において運営する施設の床面積の合計が1,000㎡を超える飲食店以外の施設であること。
- ・大規模施設の運営により収益を得る事業を営み、当該大規模施設の管理権等（時短営業の決定権限）を有していること。
- ・1～2ページの「2. 協力金の対象施設及び要請内容（1）」に分類された施設であること。

3. テナント事業者

- ・時短要請期間において、要請に応じている大規模施設等の区画を賃借し、又は分譲を受けて、自己名義で出店し事業を営むテナント事業者であること。
- ・県から要請を受けた大規模施設等が時短営業等を行ったことに伴い、やむを得ず時短営業等を行うこととなったテナント事業者であること。
※入居する大規模施設等が要請に応じていない場合は、協力金の対象外となります。
- ・飲食店以外を営むテナント事業者（テイクアウト専門店等を含む）であること。

Ⅲ 申請方法

1. 申請受付期間

令和3年10月1日（金）から令和3年11月30日（火）まで（郵送の場合は同日の消印有効）

2. 申請書類の入手方法

(1) 県ホームページからダウンロードしてください。

https://www.pref.yamanashi.jp/shouko-kik/manenboushi_daikibo.html



(2) 県庁でも配布しています。（申請書の提出はできません。）

山梨県産業労働部産業政策課（県庁別館3階） 甲府市丸の内一丁目6番1号

3. 申請方法

(1) 郵送

申請書に必要な事項を記入のうえ必要書類を添付して、レターパックや簡易書留等、郵便物の追跡ができる方法で、次の郵送先まで送付してください。

（事務局）〒400-0031

甲府市丸の内一丁目16番10号 トラストワンビル19 3F-B

山梨県大規模施設等時短要請協力金事務局

(2) 電子メール

申請書に必要な事項を記入のうえ必要書類を添付して、次のメールアドレスへ送信してください。

（事務局）daikibo-yamanashi@jtb.com

4. 留意点

ア 感染拡大防止のため、窓口での申請受付や相談対応等を行いません。

イ 郵送の場合、封書の裏面には必ず差出人の住所及び氏名をご記載ください。なお、文字の判別が困難になる恐れがあるため、FAXによる提出は不可とします。

ウ 必要に応じて追加書類の提出及び説明を求めたり、確認のためにご連絡することがありますので、書類は控えをとるようにしてください。

エ 申請書類等は返却しません。また、申請に係る費用は申請者自身の負担となります。

オ 申請書類の受理及び本協力金の交付決定をしたときは、郵送またはメールでその旨をお知らせします。なお、本協力金を交付しない旨の決定をしたときは、不交付決定通知を郵送いたします。

カ 審査の結果、決定した交付額を、指定された金融機関の口座に振り込みます（協力金の交付をもって通知に代えさせていただきます）。振込日に関する個別のお問合せにはお答えできません。

キ 申請件数が非常に多くなることが予想されることから、支払いまでに時間がかかることが想定されますので、予めご了解をお願いします。

5. その他

① 支出事務の円滑・確実な実行を図るため、必要に応じて、対象店舗・施設の時短営業等の取組状況や対象施設の運営等の再開に関する検査、報告又は是正のための措置を求めることがあります。

② 協力金の交付決定後、交付要件に該当しない事実や不平等が発覚した場合等は、山梨県補助金等交付規則（昭和 38 年山梨県規則第 25 号）の規定に基づき、交付決定を取り消すとともに、協力金の返還を命じます。

協力金の返還を命じたときは、この命令にかかる協力金の受領日から納付日までの日数に応じ、返還すべき協力金の額に、国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和 31 年政令第 337 号）第 29 条により財務大臣が定める延納利息の率の割合で計算した額（加算額）を県に納付しなければなりません。また、協力金の返還を命じられたにもかかわらず、返還すべき協力金及び加算金の全部又は一部が納付されなかったときは、納期日の翌日から納付日までの日数に応じ、その未納額に対して、同条により財務大臣が定める延納利息の率の割合で計算した額（延滞金）を支払っていただきます。

③ ②の場合において、協力金の交付を受けた事業者名、対象店舗・施設などの情報を公表することがあります。

IV 大規模施設運営事業者向け協力金

以下は、運営する施設の床面積の合計が 1,000 m²を超える、大規模施設運営事業者向けのご案内です。（テナント事業者向け協力金のご案内は 18 ページに記載しています。）

1. 交付額の計算方法

大規模施設運営事業者向け協力金には次の 4 種類があります。

(1) 自己利用部分面積に係る協力金 (7 ページ参照)

(2) テナント事業者の把握管理に係る追加協力金 (12 ページ参照)

(3) 特定百貨店店舗に係る協力金 (14 ページ参照)

(4) 映画館運営事業者に係る追加協力金及び映画配給会社向け協力金 (14 ページ参照)

大規模施設の業種により、各協力金の組合せが異なります。次の表を参照してください。

映画館	百貨店等	その他の大規模施設
(1) + (4)	(1) + (2) + (3)	(1) + (2)

(1) 自己利用部分面積に係る協力金

大規模施設が、県からの時短要請等に応じ時短営業等を実施した場合には、自己利用部分面積に応じた額を交付します。大規模施設運営事業者向け協力金の基本となる協力金です。

ア. 計算方法

時短営業等に協力した日^{※1}ごとに 1 日当たりの交付額[★]を算定し、それを合算した額

★ 1 日当たりの交付額

= 大規模施設の自己利用部分面積^{※2}に係る単位数^{※3} × 20 万円 × 時短率^{※4}

※1 「時短営業等に協力した日」

「時短営業していない日（本来の閉店時刻が時短要請時刻以前の場合等）」は、含みません。

※2 「自己利用部分面積」とは、「大規模施設運営事業者自らが一般消費者向け事業の用に直接供している部分の面積」を指します。詳しくは「イ. 自己利用部分面積の考え方」をご参照ください。

※3 「自己利用部分面積に係る単位数」

1,000 m²を1単位として、単位未満を切り捨てます。なお、1,000 m²未満の場合は、1単位とします。

自己利用部分面積	単位	自己利用部分面積	単位	自己利用部分面積	単位
2,000 m ² 未満	1	5,000 m ² 以上～6,000 m ² 未満	5	9,000 m ² 以上～10,000 m ² 未満	9
2,000 m ² 以上～3,000 m ² 未満	2	6,000 m ² 以上～7,000 m ² 未満	6	10,000 m ² 以上～11,000 m ² 未満	10
3,000 m ² 以上～4,000 m ² 未満	3	7,000 m ² 以上～8,000 m ² 未満	7	11,000 m ² 以上～12,000 m ² 未満	11
4,000 m ² 以上～5,000 m ² 未満	4	8,000 m ² 以上～9,000 m ² 未満	8	12,000 m ² 以上～	12～

※以降は、1,000 m²につき、1単位ずつ増える。

※4 「時短率」 = 短縮した時間^{※5} / 本来の営業時間^{※6}

※5 「短縮した時間」

- ・本来の営業時間から、時短営業中の営業時間を引いて計算します（例1）。
- ・県からの要請を超える時短営業分は、計算に含めません（例2）。
- ・営業開始時間を遅くしたことにより短縮された営業時間は、「短縮した時間」に含めません（例3、例4）。
- ・従来から時短要請時刻以前に閉店していた日は、時短率が0のため協力金の対象外です（例5）。

<商業施設の例>

	本来の営業時間 ^{※6}	時短中の営業時間	短縮した営業時間 ^{※5}	時短率 ^{※4}
例1	9時～23時(14時間)	9時～19時	4時間(23時－19時)	4時間/14時間
例2	9時～23時(14時間)	9時～17時	4時間(23時－19時)	4時間/14時間
例3	3時～21時(18時間)	5時～19時	2時間(21時－19時)	2時間/18時間
例4	3時～19時(16時間)	5時～19時	0時間(対象外)	0(対象外)
例5	9時～19時	9時～19時	0時間(対象外)	0(対象外)

※6 「本来の営業時間」

時短要請期間前（コロナ禍前）の営業時間としてください。要請期間中に営業を開始した場合は、本来計画していた営業時間としてください。なお、同じ大規模施設内でエリア/店舗毎に本来の営業時間が異なる場合は、自己利用部分（直営）の店舗のうち、最も早い・遅いエリア/店舗の営業時間又は当該施設内に入居するテナント事業者向け協力金の対象テナント等のうち、最も早い・遅いエリア/店舗の営業時間を本来の営業時間としてください。

例：ショッピングモール（映画館、飲食店エリア有）の場合

	エリア/店舗1 本来の営業時間	エリア/店舗2 本来の営業時間	エリア/店舗3 本来の営業時間
自己利用部分（直営）の店舗	7時～20時	9時～21時	10時～21時
テナント（協力金対象）	10時～19時	11時～20時	9時～22時
テナント（協力金対象外（飲食店））	6時～22時 ^{★1}	11時～22時	11時～24時 ^{★1}
映画館（単独で1,000 m ² 超）	9時～23時 ^{★2}		

この例の場合、**赤マル**を付けた営業時間をこのショッピングモールの本来の営業時間としてください。

★1 飲食店部分は、テナント事業者向け協力金の対象ではないため、**青マル**を付けた営業時間をこのショッピングモールの本来の営業時間とすることはできません。

- ★2 1,000 m²超の映画館は単独の大規模施設となるため、「23 時」をこのショッピングモールの本来の営業時間とすることはできません。

イ. 自己利用部分面積の考え方

「自己利用部分面積」とは、大規模施設運営事業者自らが一般消費者向け事業の用に直接供している部分であって、要請に応じて時短営業等を行った部分の面積です。大規模小売店舗立地法の適用がある施設と、それ以外の施設で取扱いが異なります。

(ア)大規模小売店舗立地法の適用施設

大規模小売店舗立地法に基づく店舗面積から次の a の面積を除き、b の面積を加えた面積です。

a 除く面積

- ・運営事業者自ら一般消費者向け事業を営んでいるが、生活必需物資の販売や生活必需サービスの提供のため、時短営業を行っていない面積
- ・運営事業者自ら営んでいる一般消費者向け飲食店（テイクアウト専門店等を除く）の区画面積
- ・テナント事業者、特定百貨店店舗（12ページ※2参照）の区画面積

b 加える面積

- ・大規模施設の屋内に存する、集客を目的とした催事・移動式店舗の出店等に用いられている実績のある広場や、通路の面積
- ・大規模小売店舗立地法の店舗面積に含まれない、運営事業者自らが一般消費者向け事業の用に供している面積（小売業以外のサービス業等を営む区画面積、直営のサービスを行う区画面積等）

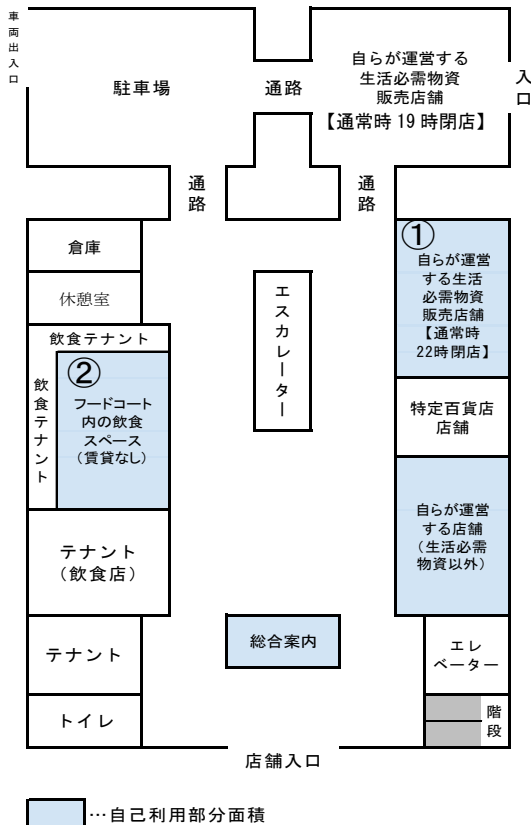
(イ)大規模小売店舗立地法の適用がない施設

大規模施設の建築物の床面積から、以下を除いた面積です。

- ・運営事業者自ら一般消費者向け事業を営んでいるが、生活必需物資の販売や生活必需サービスの提供のため、時短営業を行っていない面積
- ・運営事業者自ら営んでいる一般消費者向け飲食店（テイクアウト専門店等を除く）の区画面積
- ・テナント事業者、特定百貨店店舗（12ページ※2参照）の区画面積
- ・当該施設におけるサービス等の提供を直接的に行っていない部分の面積（階段、エスカレーター、エレベーター、施設間の連絡通路、喫煙所、休憩室（間仕切り等で区分された部分）、公衆電話室、便所、駐車場等及び一般消費者が立ち入ることが想定されていない事務室・倉庫等）

ウ. 自己利用部分面積の考え方の例（大規模施設）

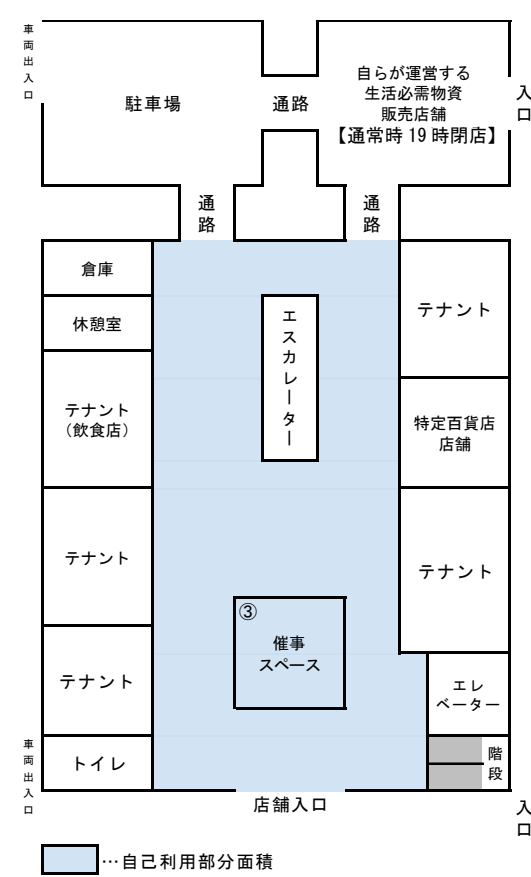
<ケース1>複数のテナントが入居するショッピングモール（催事スペースなし）



解説 特記がない場合、通常時22時閉店

- ・自らが運営する生活必需物資販売店舗をやむを得ず時短営業した場合(※)、自己利用部分に含めることができます(①)。
- (※) 大規模施設自体を時短営業することにより、施設入口を施錠するなど、物理的に自らが運営する生活必需物資販売店舗に入店できない場合や、施設管理上、今後の大規模施設の運営、経営方針などの観点から、時短営業を行った場合等
- ・フードコート内の飲食スペースは、テナントの飲食店に賃貸していなければ、自己利用部分面積に含めることができます(②)。

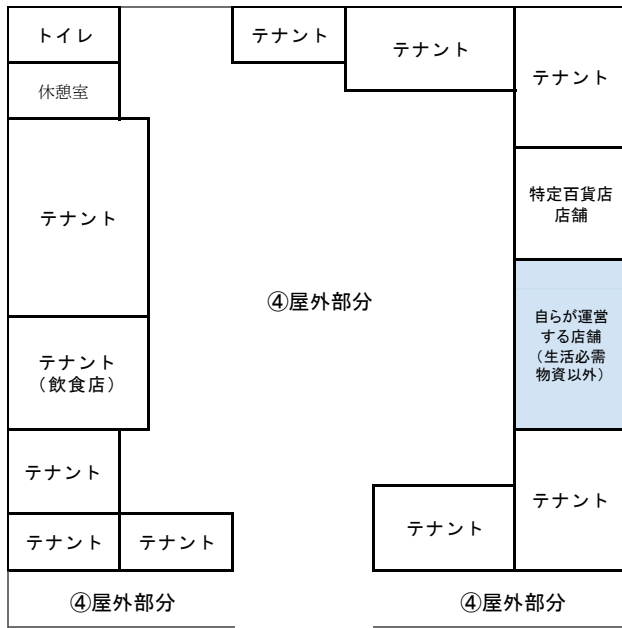
<ケース2>複数のテナントが入居するショッピングモール（催事スペースあり）



解説 特記がない場合、通常時22時閉店

- ・集客を目的とした催事、移動式店舗の出店等に用いられている実績がある店内の広場や通路等は、自己利用部分面積に含めることができます(③)。
- ・この場合、同一フロア内の空間として一体である広場や通路の全体を、自己利用部分面積に含めることができます。

<ケース3> 屋外通路を有する大規模施設（アウトレットモールなど）

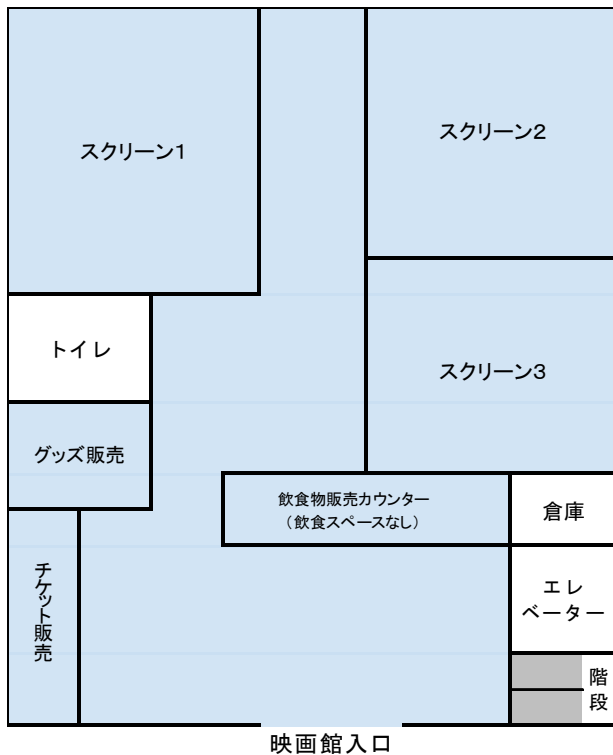


…自己利用部分面積

解説

- ・施設の敷地内であっても、屋外部分については自己利用部分面積に算入できません(④)。
- ・屋外部分の広場や通路は、集客を目的とした催事、移動式店舗の出店等に用いられている実績があっても自己利用部分面積に含めることはできません。

<ケース4> 大規模施設である映画館



…自己利用部分面積

解説

- ・上映室（スクリーン）を含めて自己利用部分面積に含めることができます。
- ※なお、次の部分は自己利用部分面積に含めることはできません。
- ・飲食店（テイクアウト専門店等を除く）部分の面積
 - ・専用の飲食スペースが設けられている飲食物販売カウンター（売店）の部分の面積

(2) テナント事業者の把握管理に係る追加協力金

テナント事業者向け協力金の交付対象となる店舗の数及び特定百貨店店舗の数が、合わせて10店舗以上存在する大規模施設に限り、大規模施設運営事業者に対して追加交付するものです。

ア. 計算方法

時短営業等に協力した日^{※1}ごとに1日当たりの交付額[★]を算定し、それを合算した額

★1日当たりの交付額

＝大規模施設内で営業する「テナント事業者向け協力金の対象となるテナント店舗^イ」
及び「特定百貨店店舗^{※2}」の数^{※3} × 2千円 × 時短率（8ページ^{※4}参照）

※1 「時短営業等に協力した日」

「時短営業していない日（本来の閉店時刻が時短要請時刻以前の場合等）」は、含みません。

※2 「特定百貨店店舗」とは、百貨店等において当該店舗の売上が当該百貨店等に一旦、計上され、その後分配される場合で、百貨店から一定の区画の分配を受け、当該店舗の運営者の名義で出店し、事業を営んでいる店舗です。

※3 一つの事業者が同一の大規模施設において複数の店舗を営んでいる場合は、複数の店舗として数えることができます。なお、要請対象期間中に、テナント店舗数が増減した場合には、当該期間中においてテナント店舗数が一番多かった時点の店舗数を採用していただいて構いません。

イ. テナント事業者向け協力金の対象となるテナント店舗の考え方

18ページ記載の「テナント事業者向け協力金」の対象となるテナント店舗を指します。各テナント店舗がこの協力金の交付要件を満たしていればよく、実際にこの協力金の申請を行ったかを確認する必要はありません。

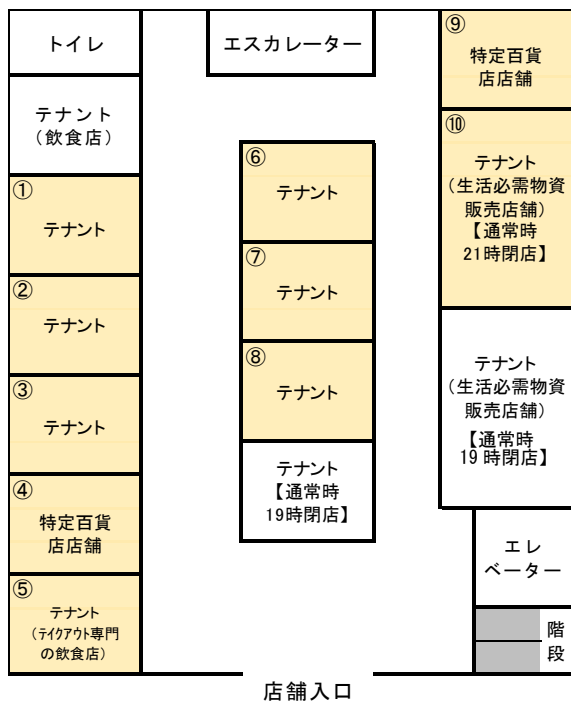
飲食店を営むテナント店舗や、本来の閉店時間が時短要請時刻を超えていないテナント店舗、時短営業等を行っていないテナント店舗は、テナント事業者向け協力金の対象外となるので、「テナント事業者向け協力金の対象となるテナント店舗数」には含まれません。

例：商業施設内テナント店舗の数30店舗のうち、飲食店が10店舗、本来の閉店時間が19時であるテナント店舗が3店舗、生活必需物資の販売のため22時まで営業しているテナント店舗が1店舗入居している場合、「テナント事業者の把握管理に係る追加協力金」で対象となる「テナント店舗の数」は16店舗（30-10-3-1=16）となります。

ウ. 対象テナント店舗の数の計算例（商業施設）

<ケース 1> 「テナント事業者の把握管理に係る追加協力金」の対象となる施設

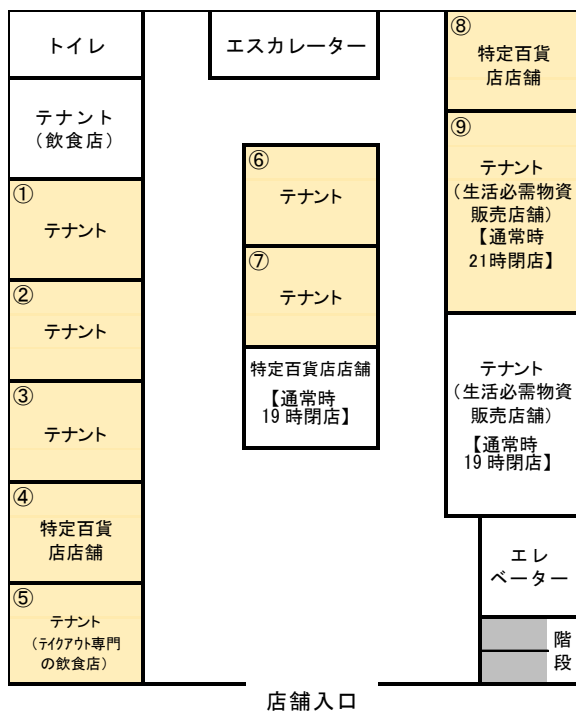
（対象テナント店舗の数が 10 店舗以上）



…追加交付分の対象としてカウントするテナント等

<ケース 2> 「テナント事業者の把握管理に係る追加協力金」の対象とならない施設

（対象テナント店舗の数が 10 店舗未満）



…追加交付分の対象としてカウントするテナント等

解説

- ・飲食店（テイクアウト専門店等を除く）数は、追加協力金の対象外です。
- ・生活必需物資販売店舗をやむを得ず時短営業した場合（※）、追加協力金の対象としてカウントできます。
- （※）大規模施設自体が時短することにより、施設入口が施錠され、物理的に生活必需物資を扱うテナント店舗に入店できない場合や、施設管理上、今後の大規模施設の運営、経営方針などの観点から、大規模施設運営事業者が生活必需物資販売店舗を含め、入居するすべてのテナント店舗に時短営業の協力依頼をして、これに応じた場合など
- ・通常営業時から 19 時前に閉店するテナント店舗等の数は、追加協力金の対象外です。

(3) 特定百貨店店舗に係る協力金

特定百貨店店舗(12ページ※2 参照)を有する大規模施設(百貨店等)に限り、運営事業者に対して交付するものです。本協力金は、最終的に大規模施設運営事業者から特定百貨店店舗に支払われることを想定しています。

ア. 計算方法

時短営業等に協力した日^{※1}ごとに1日当たりの交付額[★]を算定し、それを合算した額

★1日当たりの交付額

$$= \text{大規模施設内で営業する特定百貨店店舗の数} \times 2 \text{万円} \times \text{時短率 (8ページ※4 参照)}$$

※1 「時短営業等に協力した日」

「時短営業していない日(本来の閉店時刻が時短要請時刻以前の場合等)」は、含みません。

イ. 留意事項

- ・テナント事業者向け協力金の交付対象となる店舗の数及び特定百貨店店舗の数が、合わせて10店舗以上となる場合、当該百貨店等は、(2)「テナント事業者の把握管理に係る追加協力金」も対象となります。(12ページ参照)

(4) 映画館運営事業者に係る追加協力金及び映画配給会社向け協力金

映画館自体が床面積1,000㎡を超える大規模施設である場合に限り、当該映画館の運営事業者及び当該映画館に映画を配給する映画配給会社に対して交付するものです。

ア. 計算方法

時短営業等に協力した日^{※1}ごとに1日当たりの交付額[★]を算定し、それを合算した額

★1日当たりの交付額

$$= \text{常設のスクリーン数}^{\text{※2}} \times 2 \text{万円} \times \left(\frac{\text{時短要請等に応じたことで上映できなくなった映画の回数}^{\text{※3}}}{\text{本来の上映回数}^{\text{※4}}} \right)$$

※1 「時短営業等に協力した日」

「時短営業していない日(本来の閉店時刻が時短要請時刻以前の場合等)」は、含みません。

※2 映画館全体の常設のスクリーン数です。

※3 コロナ禍前の上映実績を勘案し、上映できなくなった回数を算出してください。なお、実態に照らして算出することが難しい場合には、「上映回数算定シート」で算定した数値を入力してください。

※4 時短要請期間前(コロナ禍前)の1日の上映回数を基準としてください。時期により本来の上映回数が異なる場合は、最も多い上映回数を本来の上映回数として構いません。なお、実態に照らして算出することが難しい場合には、「上映回数算定シート」で算定した数値を入力してください。

イ. 留意事項

- 映画館自体が大規模施設（床面積の合計が1,000 m²超）であることが要件です。床面積の合計が1,000 m²以下の映画館で、大規模施設のテナントとして入居している映画館の場合は、18ページ記載の「テナント事業者向け協力金」の対象となります。
- 映画配給会社向け協力金については、当該映画館で上映した全ての配給会社から委任を受けている場合、映画館運営事業者が一括して申請することが可能です。

2. 申請書類（大規模施設運営事業者の方）

次の表に記載されている申請書類を提出してください。大規模施設の種類により、申請できる協力金の種類が異なります（※7ページ参照）。必要に応じて追加書類の提出を求めることがあります。なお、申請書類の返却はできませんので、提出前に必ずコピーをとって保管してください。

申請書類（大規模施設運営事業者の方）		✓
共通	(1) 申請書（第1号様式）	<input type="checkbox"/>
	(2) 協力金算定シート	<input type="checkbox"/>
	(3) 本来の営業時間及び時短営業したことが確認できる書類 <例>・ホームページの写し ・広く一般に公開しているチラシ ・時短営業案内など店頭への掲示物の写真 等	<input type="checkbox"/>
	(4) 本人確認書類（個人事業者のみ） <例>・運転免許証（両面）、マイナンバーカード（おもて面）、在留カード（両面）等（いずれか1点の写し又は写真） ・（上記のいずれもない場合）健康保険証、パスポート（いずれか1点の写し又は写真）に加え、氏名及び住所が明記された公共料金の領収書（写し又は写真）	<input type="checkbox"/>
	(5) 通帳の表紙及び1枚目の見開きのページ（写し又は写真） <以下の内容が確認できること> ・金融機関コード ・本支店コード ・口座種別 ・口座番号 ・口座名義人カナ表記	<input type="checkbox"/>
	(6) 床面積の合計が1,000㎡を超えていることが確認できる書類 <例>・登記事項証明書（建物）の写し ・売買・賃貸借契約書の写し ・建築確認申請書の写し ・大規模小売店舗立地法に基づく届出の写し 等	<input type="checkbox"/>

申請書類（大規模施設運営事業者の方）		✓
自己利用部分面積に係る協力金の申請書類	(7) 自己利用部分面積が確認できる書類 <例>・協力金の対象として申請する部分を色塗りした平面図（施設（建物）平面図等）等 <u>自己利用部分面積が 2,000 m²未満の場合は不要</u>	<input type="checkbox"/>
	(8) 面積算定シート <u>自己利用部分面積が 2,000 m²未満の場合は不要</u>	<input type="checkbox"/>
テナント把握管理に係る追加協力金の申請書類 特定百貨店店舗に係る協力金の申請書類	(9) テナント等リスト又は以下の要件を満たす書類 <次の事項が確認できること> ・テナント事業者向け協力金の交付対象となる各店舗（屋号）名及び数 ・特定百貨店店舗 ^(1 2 ページ※2 参照) の各店舗（屋号）名及び数（百貨店等のみ） ・出店期間（期間限定の催物等のみ）	<input type="checkbox"/>
映画館運営事業者に係る追加協力金及び映画配給会社向け協力金の申請書類	(10) 常設のスクリーンの数が確認できる書類の写し <例>・映画館の案内やホームページの写し など	<input type="checkbox"/>
	(11) 時短要請等に応じたことにより上映できないこととなった映画の回数、及び要請対象日に上映予定であった映画の回数が確認できる書類の写し又は上映回数算定シート	<input type="checkbox"/>
	(12) 一括申請申出書及び映画配給会社の委任状	<input type="checkbox"/>

V テナント事業者向け協力金

以下は、床面積の合計が1,000㎡を超える大規模施設等にテナント店舗として入居し、事業を営むテナント事業者（飲食店を除く。ただし、テイクアウト専門店等の飲食店及び大規模施設等の敷地内において、施設運営者等との契約に基づき、飲食品の移動販売を継続的に行う店舗を含む）向けのご案内です。大規模施設運営事業者向け協力金のご案内は7ページに記載しています。

1. 交付額の計算方法

ア. 計算方法

時短営業等に協力した日^{※1}ごとに1日当たりの交付額[★]を算定し、それを合算した額

★1日当たりの交付額

$$= \text{テナント店舗面積}^{\text{※2}} \text{に係る単位数}^{\text{※3}} \times 2 \text{万円} \times \text{時短率}^{\text{※4}}$$

※1 「時短営業等に協力した日」

「時短営業していない日（本来の閉店時刻が時短要請時刻以前の場合等）」は、含みません。

※2 「テナント店舗面積」とは、「一般消費者向け事業を営むテナント事業者が大規模施設等の運営事業者から賃借又は分譲された専用の区画面積」を指します。詳しくは「イ. テナント店舗面積の考え方」をご参照ください。

※3 「テナント店舗面積に係る単位数」

100㎡を1単位とし、単位未満を切り捨てます。100㎡未満の場合は、1単位とみなします。

(参考) 単位数早見表

店舗面積	単位	店舗面積	単位	店舗面積	単位
200㎡未満	1	500㎡以上～600㎡未満	5	900㎡以上～1,000㎡未満	9
200㎡以上～300㎡未満	2	600㎡以上～700㎡未満	6	1,000㎡以上～1,100㎡未満	10
300㎡以上～400㎡未満	3	700㎡以上～800㎡未満	7	1,100㎡以上～1,200㎡未満	11
400㎡以上～500㎡未満	4	800㎡以上～900㎡未満	8	1,200㎡以上～	12 [~]

※以降は、100㎡につき、1単位ずつ増える。

※4 「時短率」 = 短縮した時間^{※5} / 本来の営業時間^{※6}

※5 「短縮した時間」

- ・本来の営業時間から、時短営業中の営業時間を引いて計算します（例1）。
- ・県からの要請を超える時短営業分は計算に含めません（例2）。
- ・営業開始時間を遅くしたことにより短縮された営業時間は、「短縮した時間」に含めません（例3、例4）。
- ・従来から時短要請時刻以前に閉店していた日は、時短率が0のため協力金の対象外です（例5）。

< 商業施設内のテナントの例 >

	本来の営業時間 ^{※6}	時短中の営業時間	短縮した営業時間 ^{※5}	時短率 ^{※4}
例1	9時～23時(14時間)	9時～19時	4時間(23時-19時)	4時間/14時間
例2	9時～23時(14時間)	9時～17時	4時間(23時-19時)	4時間/14時間
例3	3時～21時(18時間)	5時～19時	2時間(21時-19時)	2時間/18時間
例4	3時～19時(16時間)	5時～19時	0時間(対象外)	0(対象外)
例5	9時～19時	9時～19時	0時間(対象外)	0(対象外)

※6 「本来の営業時間」

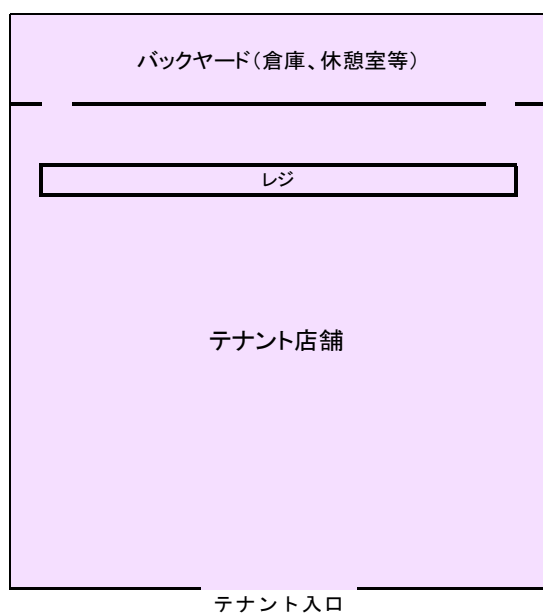
時短要請期間前（コロナ禍前）の営業時間としてください。時短要請期間中に営業を開始した場合には、本来計画していた営業時間としてください。

イ. テナント店舗面積の考え方

「テナント店舗面積」とは、「一般消費者向け事業を営むテナント事業者が大規模施設等の運営事業者から賃借又は分譲された専用の区画面積」であって、大規模施設等の時短営業等に伴い、やむを得ず時短営業等をしているテナント店舗の面積を指します。

一つの事業者が同一の大規模施設内に複数のテナント店舗を営んでいる場合、施設内のテナントをまとめて申請いただくことが可能です。まとめて申請する場合には、各店舗の面積を合算して計算してください（この場合、申請上の店舗名は併記してください。例：「あおぞら商店、夕やけ商店」）。それぞれの店舗毎に申請いただいても構いません。

ウ. テナント店舗面積の考え方の例



解説

- ・レジ内や、テナント店舗に隣接するバックヤード・作業場、テイクアウト専門店の厨房部分などはテナント店舗面積に含めることができます。
- ・店舗とは別の場所に単独で賃借している区画（バックヤードのみ等）は、テナント店舗面積から除外してください。

2. 申請書類（テナント事業者の方）

次の表に記載されている申請書類を提出してください。

必要に応じて追加書類の提出を求めることがあります。なお、申請書類の返却はできませんので、提出前に必ずコピーをとって保管してください。

申請書類（テナント事業者の方）		✓
共通	(1) 申請書（第1号様式）	<input type="checkbox"/>
	(2) 協力金算定シート	<input type="checkbox"/>
	(3) テナント店舗の本来の営業時間及び時短営業したことが確認できる書類 <例> ・ ホームページの写し ・ 広く一般に公開しているチラシ ・ 時短営業案内など店頭への掲示物の写真 等	<input type="checkbox"/>
	(4) 本人確認書類（個人事業者のみ） <例> ・ 運転免許証（両面）、マイナンバーカード（おもて面）、在留カード（両面）等（いずれか1点の写し又は写真） ・ （上記のいずれもない場合）健康保険証、パスポート等（いずれか1点の写し又は写真）に加え、氏名及び住所が明記された公共料金の領収書（写し又は写真）	<input type="checkbox"/>
	(5) 通帳の表紙及び1枚目の見開きのページ（写し又は写真） <以下の内容が確認できること> ・ 金融機関コード ・ 本支店コード ・ 口座種別 ・ 口座番号 ・ 口座名義人カナ表記	<input type="checkbox"/>
	(6) 大規模施設等に入居していることが確認できる書類 <例> ・ 賃貸借契約書の写し ・ 催事又は移動販売等を行う場合（キッチンカー等）は、出店契約書又は許可書の写し 等	<input type="checkbox"/>
	(7) テナントの店舗面積が確認できる書類 <例> ・ 平面図の写し 等 <u>大規模施設等に入居している証明として添付した賃貸借契約書に店舗面積等の記載がある場合及び200㎡未満の場合は添付不要</u>	<input type="checkbox"/>
入居する大規模施設等が一定の要件を満たしていることを示す書類	(8) <u>大規模施設等の床面積の合計が1,000㎡を超えていることが確認できる書類</u> <例> ・ 建物の登記事項証明書 等	<input type="checkbox"/>
	(9) <u>大規模施設等の本来の営業時間及び時短営業したことが確認できる書類</u> <例> ・ ホームページの写し ・ 広く一般に公開しているチラシ ・ 時短営業案内など店頭への掲示物の写真 等	<input type="checkbox"/>

VI よくあるお問い合わせ

Q 1. 県内で複数の大規模施設を運営している事業者です。申請はまとめてできますか。

A 1. 県内に複数の施設を運営している場合でも、1施設ごとに申請をお願いします。

Q 2. 大規模施設内に入居しているテナント事業者です。同一の大規模施設内に複数のテナント店舗を運営していますが、申請はまとめてできますか。

A 2. 同一施設のテナント分のみ、まとめて申請が可能です。

Q 3. 大規模施設の所有者と運営事業者が異なりますが、協力金の対象となるのはどちらですか。

A 3. 運営事業者が協力金の交付対象となります。なお、大規模施設運営事業者とは、大規模施設の運営により収益を得る者で、営業時間短縮を決定できる権限を有する者のことです。

Q 4. 大規模施設とは、いわゆるショッピングモールのことですか。テナント事業者が入居していない単独店舗の場合も、大規模施設に該当しますか。

A 4. ショッピングモールだけでなく、時短要請等の対象である大規模施設（建築物の床面積が1,000㎡を超える施設（1～2ページの「2 協力金の対象施設及び要請内容」の（1）に掲げる施設）であれば、単独店舗でも該当します。

Q 5. 入居する大規模施設が営業時間の短縮をしていませんが、テナント店舗として営業時間の短縮を行いました。テナント事業者向け協力金の対象となりますか。

A 5. 対象となりません。テナント事業者向け協力金は、入居する大規模施設等が「県からの時短要請等に応じたことで、テナントがやむを得ず時短営業等をするようになった場合」が対象です。

Q 6. 飲食店テナント事業者です。テイクアウト専門なので、飲食店向け協力金の交付対象外ですが、テナント事業者向け協力金の対象となりますか。

A 6. テイクアウト専門店は飲食店向け協力金の対象外（飲食店向け休業等の要請の対象外）であるため、テナント事業者向け協力金の対象となります。

Q 7. 移動式店舗はテナント事業者向け協力金の対象ですか。

A 7. 大規模施設運営事業者との契約に基づき、時短要請等の期間において当該敷地内で継続的に営業を行っている移動式店舗も対象となります。

Q 8. 感染防止対策を行っていない大規模施設やテナントは協力金の対象となりませんか。

A 8. やまなしグリーン・ゾーン認証基準や国において示された業種別のガイドラインに基づく適切な感染防止対策を講じ、遵守していることが交付要件となっています。

Q 9. オフィスビル（雑居ビル）に入居するテナントです。テナント向け協力金の対象となりますか。

A 10. オフィスビルは時短要請等の対象となっていないため、テナント向け協力金の対象になりません。ただし、そのテナントが単独で1,000㎡を超える時短要請等の対象施設である場合、大規模施設事業者向け協力金の対象となります。

このほか、よくあるお問合せは県ホームページにも記載していますのでご確認ください。

ご不明な点は次の相談窓口にご連絡ください。

山梨県大規模施設等時短要請協力金事務局

【電話】055-242-6588

月曜から金曜（祝日は除く）10時から17時まで

申請書等 様式

山梨県大規模施設等時短要請協力金申請書

令和3年 月 日

山梨県知事 殿

山梨県からの営業時間の短縮要請に基づき、時間短縮営業を実施したので、「4 誓約事項」に相違ないことを確認し、これに誓約の上、山梨県大規模施設等時短要請協力金を次のとおり申請します。

なお、申請額については、別添の協力金算定シートに記載した金額のとおりです。

1 申請内容（いずれかを○で囲んでください。）

ア：大規模施設運営事業者向け協力金

イ：テナント事業者（特定百貨店店舗を除く。）向け協力金

2 申請事業者の情報

法人の方													
申請事業者	フリガナ 名称												
	代表者役職						フリガナ 代表者氏名						
	所在地	〒 -											
	法人番号												
大規模施設等 ※1	フリガナ 施設名称												
	所在地	〒 -											
	テナント名称	(申請者が大規模施設等に入居するテナントである場合のみ記載)											
担当者※2	所属部署						フリガナ 氏名						
	E-mail						連絡先※3						

個人事業者の方													
申請事業者	フリガナ 名称												
	フリガナ 代表者氏名					生年月日	年	月	日				
	自宅住所	〒 -											
大規模施設等 ※1	フリガナ 施設名称												
	所在地	〒 -											
	テナント名称	(申請者が大規模施設等に入居するテナントである場合のみ記載)											
担当者※2	所属部署						フリガナ 氏名						
	E-mail						連絡先※3						

※1 大規模施設等に入居するテナントの場合には、入居する大規模施設等の施設名称等を記載してください。

※2 本協力金の交付に際し、ご対応頂ける方の情報を記載してください。

※3 午前9時から午後5時までに繋がる電話番号をご記入ください。

3 口座振込依頼

山梨県から支払われる「山梨県大規模施設等時短要請協力金」は下記の口座に振り込んでください。

金融機関名	銀行 信金・信組 農協	金融機関 コード							
本・支店名	本店 支店	支店コード							
預金種別	1：普通 2：当座 (いずれかを○で囲んでください。)	口座番号※1 (右詰め)							
口座名義※2									

※1 口座番号が6桁以下の場合、はじめに「0」を記入してください。

※2 口座名義人は、申請者が法人の場合は法人名義、個人事業者の場合は本人名義に限ります。

4 誓約事項

私は、「山梨県大規模施設等時短要請協力金」の交付を申請するに当たり、下記の内容について誓約します

1. 交付要件を満たしています。
2. 申請書に記載した内容に相違ありません。記載内容に虚偽が判明した場合は、協力金の返還等に応じます。
また、これにより県から協力金と同額の違約金の支払いを求められた場合は、これに応じます。
3. 本協力金を重複して申請していません。
4. 本協力金に係る時短営業等実施期間内に、営業停止等の行政処分を受けていません。
5. 休業・時短要請に関するコンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金、月次支援金又はARTS支援事業等の支給に係る申請又は受給をしていません。
6. 県から報告や証拠書類の提出を求められた場合はこれに応じるとともに、必要に応じて県が行う調査に全面的に協力します。
7. 申請書及び提出書類の記載内容や交付又は不交付等の結果に関する情報を、今後県が実施するその他の協力金交付業務並びに新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）に基づく業務のために使用すること及び税務情報として使用することに同意します。
8. 申請書及び提出書類の記載内容や交付又は不交付等の結果に関する情報を、国や自治体など他の行政機関等（以下「行政機関等」という。）が、給付金又は協力金等の交付要件や交付額の該当性等を審査するため必要な場合であって、当該審査に必要な限度で、行政機関等に提供することに同意します。
9. 時短要請等に応じた施設、店舗名（屋号）及び所在地を県が公表する場合があることに同意します。
10. 代表者、役員、従業員、構成員等は次のいずれにも該当しません。
ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下本10において「法」という。）第2条第2号に基づく規定する暴力団（以下「暴力団」という。）
イ 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
ウ 法人にあっては、代表者又は役員のうち暴力団員に該当する者があるもの
エ 暴力団又は反社会的勢力が経営に事実上参画していること。
11. 暴力団又は暴力団員でないことを確認するため、申請書に記載した情報その他必要な情報を山梨県警察本部に照会することについて同意します。また、県から暴力団又は暴力団員でないことを確認するための追加書類の提出を求められた場合は、協力金の受領後であっても応じます。

＜大規模施設運営事業者向け(映画館以外)＞協力金 算定シート

・この計算シートは＜大規模施設運営事業者向け＞の計算シートです。映画館運営事業者及び、テナント事業者の方は別の計算シートをご利用ください。

・本計算シートの計算により算出された計算結果（【申請額】に記載された額）を申請額として取り扱います。

・下記事項を入力してください。

①施設の種類			
②「テナント事業者」「映画館運営事業者」以外である			
③自己利用部分面積	㎡	(A)	単位
④「テナント事業者等協力金の対象」となるテナント数	店舗	(B)	店舗
⑤特定百貨店店舗の数	(C)	店舗	

申請額		円
-----	--	---

令和3年8月20日から令和3年9月12日要請分

	定休日 (あれば○) ※1	イベント 実施日 (あれば○) ※2	通常時			時短要請期間中			時短率 (E/D)	1日当たりの交付額		
			開店時刻	閉店時刻	本来の 営業時間 (D)	開店時刻	閉店時刻	短縮した時間 (E)		(1) 自己利用部分 面積に係る 協力金	(2) テナント事業者 の把握管理に係 る追加協力金	(3) 特定百貨店店舗 に係る協力金
8月20日 (金)												
8月21日 (土)												
8月22日 (日)												
8月23日 (月)												
8月24日 (火)												
8月25日 (水)												
8月26日 (木)												
8月27日 (金)												
8月28日 (土)												
8月29日 (日)												
8月30日 (月)												
8月31日 (火)												
9月1日 (水)												
9月2日 (木)												
9月3日 (金)												
9月4日 (土)												
9月5日 (日)												
9月6日 (月)												
9月7日 (火)												
9月8日 (水)												
9月9日 (木)												
9月10日 (金)												
9月11日 (土)												
9月12日 (日)												
小計									(ア)	(イ)	(ウ)	
【申請額】									(ア) + (イ) + (ウ)			円

＜計算式＞ ※1円未満切捨て

(1) 自己利用部分面積に係る協力金	(A) × 200,000円 × (E) / (D)
(2) テナント事業者等把握管理に係る追加支給分	(B) × 2,000円 × (E) / (D)
(3) 特定百貨店店舗に係る協力金	(C) × 20,000円 × (E) / (D)

※1 定休日における「通常時」「時短要請期間中」欄の開店時刻・閉店時刻については、上表中最も時短率の低い日に合わせてください。

※2 施設の種類の「屋内運動施設等」の場合で、該当する場合のみ入力してください。なお、「イベント」とは、事前予約制、チケット販売、時間指定等の方式で、不特定多数に向けて集客する単発の興業等のことです。

＜テナント事業者向け＞協力金 算定シート

- ・この計算シートは＜テナント事業者向け＞の計算シートです。大規模施設運営事業者の方は別の計算シートをご利用ください。
- ・床面積1,000㎡未満の映画館運営事業者もこちらのシートを使用してください。
- ・本計算シートの計算により算出された計算結果（【申請額】に記載された額）を申請額として取り扱います。
- ・下記事項を入力してください。

①入居する施設の種類の	
②大規模施設等に入居するテナント事業者である	
③テナント店舗面積	㎡ (A) 単位

申請額
円

令和3年8月20日から令和3年9月12日要請分

	定休日 (あれば○) ※1	イベント 実施日 (あれば○) ※2	通常時			時短要請期間中			時短率 (C/B)	1日当たりの交付額
			開店時刻	閉店時刻	本来の 営業時間 (B)	開店時刻	閉店時刻	短縮した時間 (C)		(1) テナント事業者に係る協力金
8月20日 (金)										
8月21日 (土)										
8月22日 (日)										
8月23日 (月)										
8月24日 (火)										
8月25日 (水)										
8月26日 (木)										
8月27日 (金)										
8月28日 (土)										
8月29日 (日)										
8月30日 (月)										
8月31日 (火)										
9月1日 (水)										
9月2日 (木)										
9月3日 (金)										
9月4日 (土)										
9月5日 (日)										
9月6日 (月)										
9月7日 (火)										
9月8日 (水)										
9月9日 (木)										
9月10日 (金)										
9月11日 (土)										
9月12日 (日)										
【申請額】									円	

＜計算式＞ ※1円未満切捨て

(1)テナント事業者に係る協力金 1日当たりの交付額

$(A) \times 20,000\text{円} \times (C) \div (B)$

- ※1 定休日における「通常時」「時短要請期間中」欄の開店時刻・閉店時刻については、上表中最も時短率の低い日に合わせてください。
- ※2 入居する施設の種類の「屋内運動施設等」「屋外運動施設等」「(イベント関連施設)遊技施設」「博物館等」の場合で、該当する場合のみ入力してください。なお、「イベント」とは、事前予約制、チケット販売、時間指定等の方式で、不特定多数に向けて集客する単発の興業等のことです。

自己利用部分面積算定シート（大規模施設用）

1 大規模小売店舗立地法の適用が"ある"施設

→①大規模小売店舗立地法上の届出面積（店舗面積）から対象外面積を控除して算定する場合

①
②
いずれかの方法で算定してください

項目		面積	添付図面の番号
	大規模小売店舗立地法に基づく店舗面積 (A)	m ²	
控除	運営事業者自ら一般消費者向け事業を営んでいるが、生活必需物資の販売や生活必需サービスの提供のため、時短営業を行っていない面積及び運営事業者自ら営んでいる一般消費者向け飲食店の区画面積 (B)	m ²	
	テナント事業者の区画面積 (C)	m ²	
	特定百貨店店舗の区画面積 (D)	m ²	
	大規模施設の屋内に存する、集客を目的とした催事・移動式店舗の出店等に用いられている実績のある広場や、通路の面積 (E)	m ²	
加算	(A)に含まれない、運営事業者自らが一般消費者向け事業の用に供している面積（小売業以外のサービス業等を営む区画面積、直営のサービスを行う区画面積等） (F)	m ²	
	自己利用部分面積 (A-B-C-D+E+F)	m ²	

→②協力金の対象となる面積を積み上げて算定する場合

項目	面積	添付図面の番号
協力金対象の自己利用部分面積 (運営事業者自らが一般消費者向け事業の用に供している面積)	m ²	

2 大規模小売店舗立地法の適用が"ない"施設

→①建築物の床面積から対象外面積を控除して算定する場合

①
②
いずれかの方法で算定してください

項目		面積	添付図面の番号
	建築物の床面積 (A)	m ²	
控除	運営事業者自ら一般消費者向け事業を営んでいるが、生活必需物資の販売や生活必需サービスの提供のため、時短営業を行っていない面積及び運営事業者自ら営んでいる一般消費者向け飲食店の区画面積 (B)	m ²	
	テナント事業者の区画面積 (C)	m ²	
	特定百貨店店舗の区画面積 (D)	m ²	
	当該施設におけるサービス等の提供を直接的に行っていない部分の面積（階段、エスカレーター、エレベーター、施設間の連絡通路、喫煙所、休憩室（間仕切り等で区分された部分）、公衆電話室、便所、駐車場等及び一般消費者が立ち入ることが想定されていない事務室・倉庫等） (E)	m ²	
	自己利用部分面積 (A-B-C-D-E)	m ²	

→②協力金の対象となる面積を積み上げて算定する場合

項目	面積	添付図面の番号
協力金対象の自己利用部分面積 (運営事業者自らが一般消費者向け事業の用に供している面積)	m ²	

(参考：大規模小売店舗立地法の適用施設とは)
大規模小売店舗立地法に基づき、山梨県に届出をしている施設のことです。

<大規模施設におけるテナント等リスト>

【注意事項】

- この店舗一覧は、大規模施設運営事業者の方に入力していただくシートです。黄色セルのみ入力してください。
- 入居するテナント事業者の方が、テナント事業者向け協力金の申請を事務局に行う際に必要な情報となりますので、ご協力くださるようお願いいたします。
- また、テナント事業者向け協力金の対象となるテナントや、特定百貨店店舗が10以上ある場合は、大規模施設運営事業者の方に対して「把握管理に係る追加協力金」が交付されます。
- 大規模施設内において、テナント事業者向け協力金の交付対象となる（申請要領P5記載の交付要件を満たす）テナント及び特定百貨店店舗を入力してください。
 - ・飲食店は交付対象外です。ただし、テイクアウト専門店、キッチンカー（大規模施設との契約に基づき、継続的に事業を営むものに限る）等は交付対象となります。
 - ・催事等、期間限定で出店した店舗も交付対象とすることが可能です。出店期間を特記事項欄に入力してください。
 - ・生活必需物資販売又は生活必需サービスを営んでいても、施設全体を時短営業としたことに伴って時短営業に協力したテナントは、交付対象となります。
- 記載のテナントについて、飲食店に係る協力金、コンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金、月次支援金、ARTS支援事業等の交付を受けていたことが分かった場合は、後日、当該テナント分の「把握管理等に係る追加支給分」を算定し、返還をお願いすることとなりますのでご承知おきください。

施設名称		
施設の所在地		
“テナント事業者等協力金の対象”となるテナントの数		店舗
特定百貨店店舗の数		店舗

No.	店舗（屋号）名	種別	特記事項
(記載例)	○○ストア	テナント	
	□□ブティック	特定百貨店店舗	
	△△テイクアウトバーガー	テナント	
	××企画展	テナント	期間限定（9月1日～9月10日）
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24			
25			
26			
27			
28			
29			
30			
31			
32			
33			
34			
35			
36			
37			
38			
39			
40			
41			
42			
43			
44			
45			
46			
47			
48			
49			
50			

※No. 51～150は非表示になっています。行数が不足する場合は再表示してご利用ください。

<映画館運営事業者向け> 上映回数算定シート

上映できなくなった回数の算定（参考）

項目		備考
(A) 常設のスクリーン数		
(B) 通常時の閉店時刻		
(C) 時短要請期間中の閉店時刻	19:00	
(D) 短縮した時間数(B-C)		
(E) 平均上映時間（固定値）	2時間	
(F) 1スクリーン当たりの上映できなくなった回数(D/E)		
(G) 映画館全体で上映できなくなった回数(F×A)		端数切上げ

(G)で算出した値を、「協力金算定シート」の(F)上映できなくなった映画の回数」に転記してください。

本来の上映回数の算定（参考）

項目		備考
(H) 映画館全体で1日に上映した回数		
(G) (再掲)映画館全体で上映できなくなった回数(F×A)		
(I) 映画館全体の本来の上映回数(H+G)		

(I)で算出した値を、「協力金算定シート」の「(D)本来の上映回数」に転記してください。

記載時の留意事項

(A) 映画館全体のスクリーン数の合計を入力してください。
(B) 時短要請期間前（コロナ禍前）の閉店時刻を基準としてプルダウンから選択してください。
(C) 入力不要です。（映画の上映日は19時までの時短営業を要請させていただいているため、「上映できなくなった回数」を算定する上では、当該日の営業時間の実態に関わらず19時に固定します）
(D) 自動計算されます。
(E) 入力不要です。 （令和2年度に興行収入が10億円以上となった作品の平均上映時間としています）
(F) 自動計算されます。
(G) 自動計算されます。 この値を「協力金算定シート」の「(F)上映できなくなった映画の回数」に転記してください。
(H) 映画館全体で1日に上映した映画の総回数を入力してください。日により上映回数異なる場合は、期間中の代表的な日（任意の日）の上映回数として構いません。
(I) 自動計算されます。 この値を「協力金算定シート」の「(D)本来の上映回数」に転記してください。

映画配給会社に係る協力金の一括申請申出書
(映画館運営事業者用)

令和 年 月 日

山梨県知事 殿

(映画館運営事業者)

所在地：

法人名：

代表者氏名：

山梨県大規模施設等時短要請協力金（令和3年8月20日～令和3年9月12日要請分）（以下「協力金」という。）の申請をするに当たり、別添記載の映画配給会社の申請代理人として、次の権限について別添のとおり委任を受けましたので、当該映画配給会社分も私が取りまとめて申請することを申し出ます。

協力金の申請に係る事務及び映画配給会社分の協力金の受領に関する一切の権限

なお、次の2点を申し添えます。

- 1 私が映画配給会社分の協力金を受領した後、私から別添記載の映画配給会社に協力金を配分するよう取り決めていること。
- 2 別添記載の映画配給会社は、対象期間中、当館で上映した全ての映画配給会社であること。

委任状
(映画配給会社用)

令和 年 月 日

受任者 (映画館運営事業者)

法人名

(役職) 代表者氏名

私は、山梨県からの時短要請期間中に、契約に基づき、各受任者が運営する映画館に映画を配給しました。今回、当該各受任者が山梨県大規模施設等時短要請協力金(令和3年8月20日～令和3年9月12日要請分)(以下「協力金」という。)の申請をするに当たり、私の申請代理人として、次の権限を委任します。

協力金の申請に係る事務及び映画配給会社分の協力金の受領に関する一切の権限

なお、次の2点を申し添えます。

- 1 受任者が映画配給会社分の協力金を受領した後、受任者から協力金を受け取るよう取り決めていること。
- 2 受任者は対象期間中、私が映画を配給した全ての映画館の映画館運営事業者であること。

委任者 (映画配給会社)

法人名: _____

代表者氏名: _____

申請書等 記載例

<記載例・申請書（大規模施設）>
山梨県大規模施設等時短要請協力金申請書

令和3年 月 日

山梨県知事 殿

山梨県からの営業時間の短縮要請に基づき、時間短縮営業を実施したので、「4 誓約事項」に相違ないことを確認し、これに誓約の上、山梨県大規模施設等時短要請協力金を次のとおり申請します。
 なお、申請額については、別添の協力金算定シートに記載した金額のとおりです。

1 申請内容（いずれかを○で囲んでください。）

○ア：大規模施設運営事業者向け協力金 イ：テナント事業者（特定百貨店店舗を除く。）向け協力金

2 申請事業者の情報

法人の方										
申請事業者	フリガナ	カブシキガイシヤヤマナシケン								
	名称	株式会社山梨県								
	代表者役職	代表取締役			フリガナ	ヤマナシ タロウ		代表者氏名	山梨 太郎	
	所在地	〒 400 - 8501 甲府市丸の内1-6-1								
	法人番号	9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9								
大規模施設等 ※1	フリガナ	ヤマナシモール コウフテン								
	施設名称	山梨モール 甲府店								
	所在地	〒 400 - 8501 甲府市丸の内1-6-1								
	テナント名称	大規模施設運営事業者向け協力金の申請では、記載は不要です。 <small>（申請者が大規模施設等に入居するテナントである場合のみ記載）</small>								
担当者※2	所属部署	施設管理部			フリガナ	コウフ タロウ		氏名	甲府 太郎	
	E-mail	****@co.jp			連絡先※3	055-223-0000				

国税庁から指定される13桁の番号を記載

〇〇ビル等ではなく、一般的な施設名称を記載してください。

大規模施設運営事業者向け協力金の申請では、記載は不要です。

個人事業者の方										
申請事業者	フリガナ									
	名称									
	フリガナ				生年月日	年 月 日		代表者氏名		
	自宅住所	〒 -								
大規模施設等 ※1	フリガナ									
	施設名称									
	所在地	〒 -								
	テナント名称	(申請者が大規模施設等に入居するテナントである場合のみ記載)								
担当者※2	所属部署				フリガナ			氏名		
	E-mail				連絡先※3					

※1 大規模施設等に入居するテナントの場合には、入居する大規模施設等の施設名称等を記載してください。
 ※2 本協力金の交付に際し、ご対応頂ける方の情報を記載してください。
 ※3 午前9時から午後5時までに繋がる電話番号をご記入ください。

<記載例・申請書（テナント事業者）>
山梨県大規模施設等時短要請協力金申請書

令和3年 月 日

山梨県知事 殿

山梨県からの営業時間の短縮要請に基づき、時間短縮営業を実施したので、「4 誓約事項」に相違ないことを確認し、これに誓約の上、山梨県大規模施設等時短要請協力金を次のとおり申請します。
 なお、申請額については、別添の協力金算定シートに記載した金額のとおりです。

1 申請内容（いずれかを○で囲んでください。）

ア：大規模施設運営事業者向け協力金

イ：テナント事業者（特定百貨店店舗を除く。）向け協力金

2 申請事業者の情報

法人の方		国税庁から指定される13桁の番号を記載													
申請事業者	フリガナ 名称	カブシキガイシヤカイ 株式会社甲斐													
	代表者役職	代表取締役				フリガナ 代表者氏名	カイ 甲斐			タロウ 太郎					
	所在地	〒 400 - 8501 甲府市丸の内1-6-1													
	法人番号	9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9													
大規模施設等 ※1	フリガナ 施設名称	ヤマナシモール コウフテン 山梨モール 甲府店											<div style="border: 1px solid blue; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;"> ○○ビル等ではなく、 一般的な施設名称を記載してください。 </div>		
	所在地	〒 400 - 8501 甲府市丸の内1-6-1													
	テナント名称	吉田商店												（申請者が大規模施設等に入居するテナントである場合のみ記載）	
担当者※2	所属部署	運営部				フリガナ 氏名	フエフキ 笛吹			タロウ 太郎					
	E-mail	*****@co.jp				連絡先※3	055-223-0000								

個人事業者の方		大規模施設等に入居するテナント名称を記載してください。													
申請事業者	フリガナ 名称														
	フリガナ 代表者氏名					生年月日	年 月 日								
	自宅住所	〒 -													
大規模施設等 ※1	フリガナ 施設名称												<div style="font-size: small;">（申請者が大規模施設等に入居するテナントである場合のみ記載）</div>		
	所在地	〒 -													
	テナント名称														
担当者※2	所属部署					フリガナ 氏名									
	E-mail					連絡先※3									

※1 大規模施設等に入居するテナントの場合には、入居する大規模施設等の施設名称等を記載してください。
 ※2 本協力金の交付に際し、ご対応頂ける方の情報を記載してください。
 ※3 午前9時から午後5時までに繋がる電話番号をご記入ください。

3 口座振込依頼

山梨県から支払われる「山梨県大規模施設等時短要請協力金」は下記の口座に振り込んでください。

金融機関名	甲府産業 銀行 信金・信組 農協	金融機関 コード	9	9	9	9			
本・支店名	甲府北口 本店 支店	支店コード	9	9	9				
預金種別	①: 普通 2: 当座 (いずれかを○で囲んでください。)	口座番号※1 (右詰め)	0	1	2	3	4	5	6
口座名義※2	カブシキガイシャ カイ								

※1 口座番号が6桁以下の場合、はじめに「0」を記入してください。

※2 口座名義人は、申請者が法人の場合は法人名義、個人事業者の場合は本人名義に限ります。

4 誓約事項

申請にあたっては、必ず誓約事項をご確認ください。

私は、「山梨県大規模施設等時短要請協力金」の交付を申請するに当たり、下記の内容について誓約します

1. 交付要件を満たしています。
2. 申請書に記載した内容に相違ありません。記載内容に虚偽が判明した場合は、協力金の返還等に応じます。
また、これにより県から協力金と同額の違約金の支払いを求められた場合は、これに応じます。
3. 本協力金を重複して申請していません。
4. 本協力金に係る時短営業等実施期間内に、営業停止等の行政処分を受けていません。
5. 休業・時短要請に関するコンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金、月次支援金又はARTS支援事業等の支給に係る申請又は受給をしていません。
6. 県から報告や証拠書類の提出を求められた場合はこれに応じるとともに、必要に応じて県が行う調査に全面的に協力します。
7. 申請書及び提出書類の記載内容や交付又は不交付等の結果に関する情報を、今後県が実施するその他の協力金交付業務並びに新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）に基づく業務のために使用すること及び税務情報として使用することに同意します。
8. 申請書及び提出書類の記載内容や交付又は不交付等の結果に関する情報を、国や自治体など他の行政機関等（以下「行政機関等」という。）が、給付金又は協力金等の交付要件や交付額の該当性等を審査するため必要な場合であって、当該審査に必要な限度で、行政機関等に提供することに同意します。
9. 時短要請等に応じた施設、店舗名（屋号）及び所在地を県が公表する場合があることに同意します。
10. 代表者、役員、従業員、構成員等は次のいずれにも該当しません。
ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下本10において「法」という。）第2条第2号に基づく規定する暴力団（以下「暴力団」という。）
イ 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
ウ 法人にあっては、代表者又は役員の中に暴力団員に該当する者があるもの
エ 暴力団又は反社会的勢力が経営に事実上参画していること。
11. 暴力団又は暴力団員でないことを確認するため、申請書に記載した情報その他必要な情報を山梨県警察本部に照会することについて同意します。また、県から暴力団又は暴力団員でないことを確認するための追加書類の提出を求められた場合は、協力金の受領後であっても応じます。

<大規模施設運営事業者向け(映画館以外)>協力金 算定シート

記載例

- ・この計算シートは<大規模施設運営事業者向け>の計算シートです。映画館運営事業者及び、テナント事業者の方は別の計算シートをご利用ください。
- ・本計算シートの計算により算出された計算結果(【申請額】に記載された額)を申請額として取り扱います。
- ・下記事項を入力してください。

①施設の種類の	(大規模施設) 商業施設	
②「テナント事業者」「映画館運営事業者」以外である	○	
③自己利用部分面積	1,500㎡	(A) 1単位
④「テナント事業者等協力金の対象」となるテナント数	9店舗	(B) 15店舗
⑤特定百貨店店舗の数	(C) 6店舗	

申請額	1,603,620円
-----	------------

令和3年8月20日から令和3年9月12日要請分

	定休日 (あれば) ※1	イベント 実施日 (あれば) ※2	通常時			時短要請期間中			時短率 (E/D)	1日当たりの交付額		
			開店時刻	閉店時刻	本来の 営業時間 (D)	開店時刻	閉店時刻	短縮した時間 (E)		(1) 自己利用部分面積 に係る協力金	(2) テナント事業者 の把握管理に係 る追加協力金	(3) 特定百貨店店舗 に係る協力金
8月20日 (金)			10:00	21:00	11:00	10:00	19:00	2:00	2時間0分/11時間0分	36,363	5,454	21,818
8月21日 (土)			10:00	22:00	12:00	10:00	19:00	3:00	3時間0分/12時間0分	50,000	7,500	30,000
8月22日 (日)			10:00	22:00	12:00	10:00	19:00	3:00	3時間0分/12時間0分	50,000	7,500	30,000
8月23日 (月)			10:00	21:00	11:00	10:00	19:00	2:00	2時間0分/11時間0分	36,363	5,454	21,818
8月24日 (火)			10:00	21:00	11:00	10:00	19:00	2:00	2時間0分/11時間0分	36,363	5,454	21,818
8月25日 (水)			10:00	20:00	10:00	10:00	19:00	1:00	1時間0分/10時間0分	20,000	3,000	12,000
8月26日 (木)			10:00	21:00	11:00	10:00	19:00	2:00	2時間0分/11時間0分	36,363	5,454	21,818
8月27日 (金)			10:00	21:00	11:00	10:00	19:00	2:00	2時間0分/11時間0分	36,363	5,454	21,818
8月28日 (土)			10:00	22:00	12:00	10:00	19:00	3:00	3時間0分/12時間0分	50,000	7,500	30,000
8月29日 (日)			10:00	22:00	12:00	10:00	19:00	3:00	3時間0分/12時間0分	50,000	7,500	30,000
8月30日 (月)			10:00	21:00	11:00	10:00	19:00	2:00	2時間0分/11時間0分	36,363	5,454	21,818
8月31日 (火)			10:00	21:00	11:00	10:00	19:00	2:00	2時間0分/11時間0分	36,363	5,454	21,818
9月1日 (水)			10:00	20:00	10:00	10:00	19:00	1:00	1時間0分/10時間0分	20,000	3,000	12,000
9月2日 (木)			10:00	21:00	11:00	10:00	19:00	2:00	2時間0分/11時間0分	36,363	5,454	21,818
9月3日 (金)			10:00	21:00	11:00	10:00	19:00	2:00	2時間0分/11時間0分	36,363	5,454	21,818
9月4日 (土)			10:00	22:00	12:00	10:00	19:00	3:00	3時間0分/12時間0分	50,000	7,500	30,000
9月5日 (日)			10:00	22:00	12:00	10:00	19:00	3:00	3時間0分/12時間0分	50,000	7,500	30,000
9月6日 (月)	○		10:00	20:00	10:00	10:00	19:00	1:00	1時間0分/10時間0分	20,000	3,000	12,000
9月7日 (火)			10:00	21:00	11:00	10:00	19:00	2:00	2時間0分/11時間0分	36,363	5,454	21,818
9月8日 (水)			10:00	20:00	10:00	10:00	19:00	1:00	1時間0分/10時間0分	20,000	3,000	12,000
9月9日 (木)			10:00	21:00	11:00	10:00	19:00	2:00	2時間0分/11時間0分	36,363	5,454	21,818
9月10日 (金)			10:00	21:00	11:00	10:00	19:00	2:00	2時間0分/11時間0分	36,363	5,454	21,818
9月11日 (土)			10:00	22:00	12:00	10:00	19:00	3:00	3時間0分/12時間0分	50,000	7,500	30,000
9月12日 (日)			10:00	22:00	12:00	10:00	19:00	3:00	3時間0分/12時間0分	50,000	7,500	30,000
小計									(ア)	(イ)	(ウ)	
									916,356	137,448	549,816	
【申請額】									(ア) + (イ) + (ウ)			
									1,603,620円			

<計算式> ※1円未満切捨て

- (1) 自己利用部分面積に係る協力金 (A) × 200,000円 × (E) / (D)
- (2) テナント事業者等把握管理に係る追加支給分 (B) × 2,000円 × (E) / (D)
- (3) 特定百貨店店舗に係る協力金 (C) × 20,000円 × (E) / (D)

※1 定休日における「通常時」「時短要請期間中」欄の開店時刻・閉店時刻については、上表中最も時短率の低い日に合わせてください。
 ※2 施設の種類が「屋内運動施設等」の場合で、該当する場合のみ入力してください。なお、「イベント」とは、事前予約制、チケット販売、時間指定等の方式で、不特定多数に向けて集客する単発の興業等のことです。

<テナント事業者向け>協力金 算定シート

記載例

- ・この計算シートは<テナント事業者向け>の計算シートです。大規模施設運営事業者の方は別の計算シートをご利用ください。
- ・床面積1,000㎡未満の映画館運営事業者もこちらのシートを使用してください。
- ・本計算シートの計算により算出された計算結果（【申請額】に記載された額）を申請額として取り扱います。
- ・下記事項を入力してください。

①入居する施設の種類の	(大規模施設) 商業施設
②大規模施設等に入居するテナント事業者である	○
③テナント店舗面積	210㎡ (A) 2単位

申請額	183,264円
-----	----------

令和3年8月20日から令和3年9月12日要請分

	定休日 (あれば○) ※1	イベント 実施日 (あれば○) ※2	通常時			時短要請期間中			時短率 (C/B)	1日当たりの交付額
			開店時刻	閉店時刻	本来の 営業時間 (B)	開店時刻	閉店時刻	短縮した時間 (C)		(1) テナント事業者に係る協力金
8月20日 (金)			10:00	21:00	11:00	10:00	19:00	2:00	2時間0分/11時間0分	7,272
8月21日 (土)			10:00	22:00	12:00	10:00	19:00	3:00	3時間0分/12時間0分	10,000
8月22日 (日)			10:00	22:00	12:00	10:00	19:00	3:00	3時間0分/12時間0分	10,000
8月23日 (月)			10:00	21:00	11:00	10:00	19:00	2:00	2時間0分/11時間0分	7,272
8月24日 (火)			10:00	21:00	11:00	10:00	19:00	2:00	2時間0分/11時間0分	7,272
8月25日 (水)			10:00	20:00	10:00	10:00	19:00	1:00	1時間0分/10時間0分	4,000
8月26日 (木)			10:00	21:00	11:00	10:00	19:00	2:00	2時間0分/11時間0分	7,272
8月27日 (金)			10:00	21:00	11:00	10:00	19:00	2:00	2時間0分/11時間0分	7,272
8月28日 (土)			10:00	22:00	12:00	10:00	19:00	3:00	3時間0分/12時間0分	10,000
8月29日 (日)			10:00	22:00	12:00	10:00	19:00	3:00	3時間0分/12時間0分	10,000
8月30日 (月)			10:00	21:00	11:00	10:00	19:00	2:00	2時間0分/11時間0分	7,272
8月31日 (火)			10:00	21:00	11:00	10:00	19:00	2:00	2時間0分/11時間0分	7,272
9月1日 (水)			10:00	20:00	10:00	10:00	19:00	1:00	1時間0分/10時間0分	4,000
9月2日 (木)			10:00	21:00	11:00	10:00	19:00	2:00	2時間0分/11時間0分	7,272
9月3日 (金)			10:00	21:00	11:00	10:00	19:00	2:00	2時間0分/11時間0分	7,272
9月4日 (土)			10:00	22:00	12:00	10:00	19:00	3:00	3時間0分/12時間0分	10,000
9月5日 (日)			10:00	22:00	12:00	10:00	19:00	3:00	3時間0分/12時間0分	10,000
9月6日 (月)	○		10:00	20:00	10:00	10:00	19:00	1:00	1時間0分/10時間0分	4,000
9月7日 (火)			10:00	21:00	11:00	10:00	19:00	2:00	2時間0分/11時間0分	7,272
9月8日 (水)			10:00	20:00	10:00	10:00	19:00	1:00	1時間0分/10時間0分	4,000
9月9日 (木)			10:00	21:00	11:00	10:00	19:00	2:00	2時間0分/11時間0分	7,272
9月10日 (金)			10:00	21:00	11:00	10:00	19:00	2:00	2時間0分/11時間0分	7,272
9月11日 (土)			10:00	22:00	12:00	10:00	19:00	3:00	3時間0分/12時間0分	10,000
9月12日 (日)			10:00	22:00	12:00	10:00	19:00	3:00	3時間0分/12時間0分	10,000
【申請額】									183,264円	

定休日は、下記※1のと
おり、開店時刻・閉店時
刻を入力

24時間営業の場合は、
開店時刻5:00、閉店時刻
29:00と入力

<計算式> ※1円未満切捨て
(1)テナント事業者に係る協力金 $(A) \times 20,000円 \times (C) / (B)$
1日当たりの交付額

- ※1 定休日における「通常時」「時短要請期間中」欄の開店時刻・閉店時刻については、上表中最も時短率の低い日に合わせてください。
- ※2 入居する施設の種類の「屋内運動施設等」「屋外運動施設等」「(イベント関連施設)遊技施設」「博物館等」の場合で、該当する場合のみ入力してください。なお、「イベント」とは、事前予約制、チケット販売、時間指定等の方式で、不特定多数に向けて集客する単発の興業等のことです。

自己利用部分面積算定シート（大規模施設用）

（記載例）

1 大規模小売店舗立地法の適用が"ある"施設

①大規模小売店舗立地法上の届出面積（店舗面積）から対象外面積を控除して算定する場合

面積算定シートとの対応箇所が分かるように、添付図面に任意の番号を付けてください。

① ②いずれかの方法で算定してください

項目	面積	添付図面の番号
大規模小売店舗立地法に基づく店舗面積 (A)	22,000㎡	①-1
控除	運営事業者自ら一般消費者向け事業を営んでいるが、生活必需物資の販売や生活必需サービスの提供のため、時短営業を行っていない面積及び運営事業者自ら営んでいる一般消費者向け飲食店の区画面積	①-2
	テナント事業者の区画面積	①-3
	特定百貨店店舗の区画面積	①-4
	大規模施設の屋内に存する、集客を目的とした催事・移動式店舗の出店等に用いられている実績のある広場や、通路の面積	150㎡
加算	(A)に含まれない、運営事業者自らが一般消費者向け事業の用に供している面積（小売業以外のサービス業等を営む区画面積、直営のサービスを行う区画面積等）	①-6
自己利用部分面積 (A-B-C-D+E+F)	12,150㎡	

大店立地法の届出面積を記入

直営の食品スーパー等、生活必需物資の販売区画で時短していない区画の面積などを記入

入居するテナント（飲食店を含む）面積を記入

申請要領P12 ※2参照

申請要領P10<ケース2>参照

大規模小売店舗立地法上の小売面積以外で大規模施設運営事業者が直営で営んでいる区画面積

②協力金の対象となる面積を積み上げて算定する場合

項目	面積	添付図面の番号
協力金対象の自己利用部分面積 (運営事業者自らが一般消費者向け事業の用に供している面積)	㎡	

2 大規模小売店舗立地法の適用が"ない"施設

①建築物の床面積から対象外面積を控除して算定する場合

① ②いずれかの方法で算定してください

項目	面積	添付図面の番号
建築物の床面積 (A)	㎡	
控除	運営事業者自ら一般消費者向け事業を営んでいるが、生活必需物資の販売や生活必需サービスの提供のため、時短営業を行っていない面積及び運営事業者自ら営んでいる一般消費者向け飲食店の区画面積	㎡
	テナント事業者の区画面積	㎡
	特定百貨店店舗の区画面積	㎡
	当該施設におけるサービス等の提供を直接的に行っていない部分の面積（階段、エスカレーター、エレベーター、施設間の連絡通路、喫煙所、休憩室（間仕切り等で区分された部分）、公衆電話室、便所、駐車場等及び一般消費者が立ち入ることが想定されていない事務室・倉庫等）	㎡
	自己利用部分面積 (A-B-C-D-E)	㎡

②協力金の対象となる面積を積み上げて算定する場合

項目	面積	添付図面の番号
協力金対象の自己利用部分面積 (運営事業者自らが一般消費者向け事業の用に供している面積)	㎡	

（参考：大規模小売店舗立地法の適用施設とは）
大規模小売店舗立地法に基づき、山梨県に届出をしている施設のことです。